

エコアクション21産業廃棄物処理業者向けガイドライン2009年版で

認証・登録を受けている事業者様の2017年版への移行期間及び移行審査（移行措置）

一般財団法人 持続性推進機構
エコアクション21中央事務局

環境省からエコアクション21産業廃棄物処理業者向けガイドライン2017年版が公表されたことに伴い、2009年版ガイドラインで認証・登録をされている事業者様については、2017年版ガイドラインによる取組及び審査に移行していただく必要があります。そこで、エコアクション21中央事務局では、認証・登録事業者の皆様へ、2017年版ガイドラインへスムーズに適応していただくために、移行期間を設けて対応させていただきます。

1. 既に認証・登録されている事業者様（産業廃棄物処理業者向けガイドライン適用事業者様）

（1）移行に関する基本的考え方

2009年版ガイドラインから2017年版ガイドラインへの移行期間は、2020年4月1日から2022年3月31日迄の2年間とします。既認証・登録事業者様は、この2年間の移行期間中に、2017年版ガイドラインによる移行審査を受審する必要があります。

移行期間中の、2017年版ガイドラインに基づく最初の審査を移行審査とします。

（2）移行期間中の審査の申込受付

①2017年版ガイドラインに基づく更新及び中間審査の申込は、2020年4月1日より受付を開始します。

②2009年版ガイドラインに基づく更新及び中間審査の申込は、2021年3月31日で受付を終了します。

③2020年4月1日から2021年3月31日迄に、更新又は中間審査を申し込む事業者様は、審査申込において、2017年版又は2009年版のどちらのガイドラインを適用した審査を受審するかを明らかにさせていただきます。

※上記期間において2009年版ガイドラインによる審査を受審した事業者様は、次の審査は、2017年版ガイドラインによる移行審査を受審していただくことになります。

（3）移行審査における特別措置

①2017年版ガイドラインに基づく移行審査においては、2017年版で新たに追加された要求事項等について、「C判定：不適合」であっても、これを「A判定：改善事項」として取り扱う特別措置を取らせていただきます。その改善状況については、1年後の中間審査又は更新審査において確認させていただきます。

②なお、エコアクション21審査員は、移行期間中の審査において、2009年版と2017年版の相違点、特に新たに追加された要求事項等について、事業者様に十分な説明を行うとともに、その取組のあり方について丁寧に助言させていただきます。

③移行審査後の中間審査又は更新審査において、2017年版に適合していない場合は、「B判定：軽微な不適合」又は「C判定：不適合」として、指摘事項は正報告書に基づく対応を行っていただきます。

2. 新規に登録審査を申し込む事業者様（産業廃棄物処理業者向けガイドライン適用事業者様）

（1）移行に関する基本的考え方

新規に登録審査を申し込む事業者様についても、2009年版ガイドラインから2017年版ガイドラインへの移行期間は、2020年4月1日から2022年3月31日迄の2年間とします。この2年間の移行期間中の登録審査又は中間審査において、2017年版ガイドラインによる移行審査を受審していただく必要があります。

移行期間中の、2017年版ガイドラインに基づく最初の審査を移行審査とします。

（2）登録審査の申込受付

①2017年版ガイドラインに基づく登録審査の申込は、2020年4月1日より受付を開始します。

②2009年版ガイドラインに基づく登録審査の申込は、2021年3月31日で受付を終了します。

③2020年4月1日から2021年3月31日迄に、登録審査を申し込む事業者様は、審査申込において、2017年版又は2009年版のどちらのガイドラインを適用した審査を受審するかを明らかにしていただきます。

※登録審査において2009年版ガイドラインによる審査を受審した事業者様は、次の中間審査において、2017年版ガイドラインによる移行審査を受審していただくことになります。

④2021年4月1日以降に、登録審査を申し込む事業者様は、2009年版ガイドラインに基づく取組をしている事業者様であっても、登録審査は2017年版ガイドラインに基づく移行審査となります。

（3）移行審査における特別措置

①2017年版ガイドラインに基づく移行審査においては、2017年版で新たに追加された要求事項等について、「C判定：不適合」であっても、これを「A判定：改善事項」として取り扱う特別措置を取らせていただきます。その改善状況については、1年後の中間審査又は更新審査において確認させていただきます。

②なお、エコアクション2.1審査員は、移行期間中の審査において、2009年版と2017年版の相違点、特に新たに追加された要求事項等について、事業者様に十分な説明を行うとともに、その取組のあり方について丁寧に助言させていただきます。

③移行審査後の中間審査又は更新審査において、2017年版に適合していない場合は、「B判定：軽微な不適合」又は「C判定：不適合」として、指摘事項是正報告書に基づく対応を行っていただきます。

④移行期間終了後の2022年4月1日以降登録審査を申し込む事業者様は、全て2017年版ガイドラインに基づく審査となり、特別措置は適用されません。

3. サイト認証について

2017年版ガイドラインで新たに設けられた「サイト認証」については、2020年4月1日より受付を開始させていただきます。サイト認証とするためには、定められた要件を満たしていることが必要となることから、サイト認証を希望する事業者様は、必ず事前に地域事務局へご相談ください。

以上